

マンション標準管理規約の改正の方向性と改正の方法（案）

1. 本検討会でこれまでに議論された主要な論点とその対策を、標準管理規約に反映させる場合に必要となる主要な改正箇所は、別添資料4のとおり。
2. このうち、外部の専門家を管理組合の役員（管理者（理事長含む）、副理事長、理事、監事等）として活用する場合の標準管理規約については、別添の資料5のとおり、活用パターン（理事会の有無、管理者か役員の一部か等）、専門家の別（個人、団体、法人等）によって改正内容が異なってくる。
3. このため、現行の標準管理規約に、外部の専門家の各活用パターンの改正内容を全て盛り込もうとすると、管理組合にとって、複雑でわかりにくいものとなるため、外部の専門家活用型の標準管理規約を別途新設するのが望ましいのではないかと。

注 実際には、各専門家活用パターンの数だけ分けて標準管理規約を新設するのか、それとも、2、3の活用パターンは一つに束ねて専門家活用型の標準管理規約を新設するのかについては、今後、改正箇所・内容が固まってくるのにあわせて検討するというところでどうか。